



令和8年2月6日
関 東 運 輸 局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

無免許運転があつた旨の公安委員会からの通知をきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、運行管理者及び整備管理者の不在のほか複数の違反が確認されたことから令和8年2月6日付けをもつて、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「60日間の事業停止等」の行政処分を行つたのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年7月23日、同年8月26日及び同年9月27日に当該事業者（足立営業所）に対し監査を実施したところ、運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）等、合計14件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- 事業者名：有限会社 エイワンエクスプレス
- 主たる事務所の位置：東京都足立区西新井本町1-27-2
- 代表者名：金井 悠太郎

3. 処分内容

- 処分年月日：令和8年2月6日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の足立営業所（東京都足立区舎人6-2-2-403）について、60日間の事業停止処分及び145日車（1両×72日、1両×73日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、兼堀
TEL：045-211-7249（直通）
FAX：045-201-8804
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 エイワンエクスプレス（代表者：金井 悠太郎） 東京都足立区西新井本町1-27-2
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	足立営業所 東京都足立区舎人6-2-2-403
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分60日間及び輸送施設の使用停止処分145日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年7月23日、同年8月26日及び同年9月27日に監査を実施。14件の違反が認められた。 (1) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (3) アルコール検知器備え義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項） (4) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (5) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (8) 整備管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第50条第1項） (9) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項） (10) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (11) 事業計画事後届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (12) 事業計画事後届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (13) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条） (14) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 75点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 75点